

「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂（案）
に対するパブリック・コメントの実施結果について

1 公表資料

「墨田区次世代育成支援行動計画 墨田区子ども・子育て支援事業計画」改訂（案）

2 意見募集期間

平成 29 年 12 月 4 日（月）から 12 月 26 日（火）まで

3 意見募集の周知方法

区のお知らせ（平成 29 年 11 月 21 号）、区公式ホームページ

4 公表資料の閲覧場所

- (1) 子育て支援課（区役所 4 階）及び子育て支援総合センター（京島 1-35-9-103）窓口
- (2) 区民情報コーナー（区役所 1 階）
- (3) 区公式ホームページ

5 意見の提出方法

文書の直接持込み、郵送、FAX 及び電子メール

6 提出先

子育て支援課子育て計画担当（区役所 4 階）

7 意見募集の結果

意見提出者：7 人、意見総数：16 件（集約前 28 件）

8 提出されたご意見等の概要と区の考え方

No.	ご意見等の概要と、それに対する区の考え方
保育に関すること（公立保育園、保育の質、民間委託等）	
1	<p>【ご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園は老朽化しているので、建て替えながら定員数を増やすなどして、保護者のニーズに応えてほしい。 ・広い園庭を活かして定員増に改築してほしい。 ・保育園の耐震性の問題、老朽化の対策に予算を割くべきだ。 ・公立保育園を改築し定員を増やしてほしい。 <p>【区の考え方】</p> <p>本区では約 300 の公共施設を保有しており、その約 4 割は築 30 年以上経過しているため今後一斉に老朽化等による公共施設の大規模修繕や建替えの時期を迎えることから、「公共施設（建物）長期修繕計画」を策定して、計画的な建替えや修繕に取り組んでいます。また、不具合に対応する修繕については、工事優先度判定により修繕箇所を決定しており、保育園や児童館などは優先的に実施することとしております。</p> <p>定員については、保育士の配置、保育室や園庭の要件などを考慮して定めることとし、適正な保育の実施に努めています。</p>

2	<p>【ご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育園を無くさず、継続してもらいたい。 ・公立保育園を減らすメリットがわからない。 ・なぜ、公立保育園を無くさなければならないのか。 ・公立保育園を増やしてほしい。 ・民間活力の導入について、凍結してほしい。 <p>【区の考え方】</p> <p>増加・多様化する保育ニーズに的確に対応していくとともに、継続的・安定的に保育サービスを提供していくには、公私連携制度等による民間活力の導入によって、国や都からの財源を極力活用していく必要があります。そのために策定した「墨田区保育所等整備計画（平成27年9月）」に沿って、今後も民間活力の導入を進めていきます。</p>
3	<p>【ご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育の質について、考えてほしい。 ・保育の質を守ってほしい。 ・保育の質を保証していくことに対しての区の考え方を教えてほしい。 ・墨田区の保育の質を明確にしてほしい。 <p>【区の考え方】</p> <p>保育の質の維持・向上に努めるため、区では「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」の策定・実施（事業No.88）、保育所等の福祉サービス第三者評価制度の推進（事業No.101）、保育士の確保（事業No.90）などの事業の実施や、保育所等の運営支援・指導検査に取り組んでいます。また、保育士においては、各団体が主催する保育に関連する講座や研究発表会等に参加し、知識の習得に努めています。</p>
4	<p>【ご意見】</p> <p>民営化は、区の保育の質の低下に繋がっている。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>民間活力の導入にあたっては、保育の質やサービス内容を維持するため、一年間の引継ぎ期間を設けるほか、民営化後も区によるモニタリングを実施するなど、慎重に進めています。また、都や区において、適正な運営や保育がなされているかを確認する指導検査を実施しています。その他、研修の実施や第三者機関による評価の推進などに取り組んでいます。</p> <p>これらの取組を進めることにより、保育の質の維持・向上に努めています。</p>
5	<p>【ご意見】</p> <p>民間委託をするときには、施設に赴いて説明してほしい。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>民間へ委託することが決まったとき、事業者を募集するとき、園長候補者等職員が決まっ</p>

	<p>たとき等その都度保育所に赴いて、保護者や職員に対して説明会を実施しています。説明会の実施にあたっては、保護者の方々が参加しやすいよう、土曜日にも実施しています。また、保育所を利用されている多くの方に情報が伝わるよう、民間委託に関する資料を作成し、保育所での掲示や保護者に配布しています。</p> <p>民間への委託が保護者の不安や子どもの混乱を招かぬよう、また円滑な移行ができるようこれからも努めていきます。</p>
6	<p>【ご意見】</p> <p>民間活力を導入するときに、保育の質を守るための基準を定めた条例をつくってほしい。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>保育所の運営については、児童福祉法第 45 条の規定に基づき、東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例において定められた、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（最低基準）を超え、向上させるよう義務付けられています。</p> <p>また、民間活力の導入について、No.3 やNo.4 のように考えており、保育の質の維持・向上に努めていきます。</p>
7	<p>【ご意見】</p> <p>希望する保育園に入れるようにしてほしい。保育所の絶対数が足りていない。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>増加する保育ニーズに応えるため、本計画第 5 章に記載のとおり、平成 30、31 年度の 2 か年で北部地域に 6 園、南部地域に 12 園の認可保育所を整備していくよう計画しています。</p>
事業に関すること	
8	<p>【ご意見】</p> <p>「保育サービス」という表現を訂正してほしい。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>保育所では、延長保育の拡充・一時預かり・休日保育等の様々な保育の形態があり、それらを総称して、保育サービスと表現しています。</p>
9	<p>【ご意見】</p> <p>すみだ子どもサロンの廃止をやめてほしい。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>区としても、公益性がある民間団体の活動として補助や支援を行ってきましたが、事業者の都合により、すみだ子どもサロンは平成 30 年 3 月 31 日をもって終了となります。今後については、現在検討しているところです。</p>
10	<p>【ご意見】</p> <p>シングルマザーの世帯が多く見受けられ、世帯収入が減ったことによる学費の問題、習い事など、子育てに関わる支出が心配だ。</p>

	<p>【区の考え方】</p> <p>子育てや生活面に対するきめ細かな支援として、子ども医療費助成制度（事業No.103）、私立高等学校等入学資金貸付事業（事業No.109）、就学援助（拡充）などの経済的な支援や、母子・父子相談（事業No.110）、母子緊急一時保護事業（事業No.115）などの心理的な支援を実施し、子育てへの負担軽減を図っていきます。</p>
11	<p>【ご意見】</p> <p>子どもと高齢者の直接的な交流の場を設けてほしい。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>地域の子育て力の育成と協働に向けて、子どもと子育て家庭が身近な地域とのかかわりを深めていけるよう取り組んでいます。その一環として、高齢者と園児のふれあい給食（事業No.145）、子育てひろば等で実施している高齢者団体活動の支援（事業No.146）、いきいきプラザにおける交流事業（事業No.147）、次代に継ぐ平和のかたりべ事業（事業No.148）等、子どもと高齢者が交流できるような事業を実施しています。</p> <p>今後とも、高齢者の方をはじめとした地域全体で子どもと子育て家庭を支えていけるような取組を実施していきます。</p>
その他	
12	<p>【ご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校選択制の見直しに伴い、選択できる範囲が隣接学区までになってしまった。 ・兄弟で同じ学校を選択できないのではないかと不安の声が保護者間である。 <p>【区の考え方】</p> <p>教育委員会では、平成 25 年度に学校選択制度のアンケート調査を実施した結果、及び東日本大震災の教訓を踏まえて児童・生徒の安全・安心の確保と地域との連携が必要なことから、平成 29 年度から小学校の選択できる範囲を、区内全域から、隣接学区まで見直すこととしました。</p> <p>学校選択制度は、施設の受け入れ状況で余裕のある場合、指定区域外の学校を選択できることとしており、当該学区の多数の児童・生徒の入学が見込まれる場合は、募集を停止することもあります。</p> <p>また、家庭の事情(兄弟姉妹がいる児童・生徒が、当該兄弟姉妹と同じ学校に就学を希望する場合等)、その他特別な理由があつて、指定校以外の学校に就学する場合に指定校変更制度を別に設けています。</p> <p>本制度については区ホームページなどにより、周知してまいりましたが、今後も広報周知に努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。</p>
13	<p>【ご意見】</p> <p>認定こども園の設置条件、人員条件、利用料金を明らかにし、保育園との違いを教えてください。</p>

【区の考え方】

認可保育所とは、児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。設置主体は区が設置及び運営する区立保育所、区の施設を民間事業者などが運営する公設民営保育所、社会福祉法人などの民間事業者が設置及び運営する私立保育所があり、制限はありません。利用に際しては、「2号認定」または「3号認定」を受ける必要があります。（下表を参照）

認定こども園とは、就学前の児童に幼児教育と保育を一体的に提供するとともに子育て支援事業を実施する施設です。設置主体は、「幼保連携型」認定こども園においては、国・自治体・学校法人・社会福祉法人、「幼稚園型」認定こども園においては、国・自治体・学校法人に限定されています。保育機能を利用できるのは、認可保育所と同様で、入所を希望する場合は区で受付け、利用調整を行います。なお、3歳以上で幼児教育のみを希望する場合（1号認定）は、施設へ直接申込むことになります。

認定こども園の設置及び運営基準は、東京都の条例で定められており「幼保連携型」「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」の分類により、各種条件が異なります。現在、本区では「幼保連携型」と「幼稚園型」を設置しています。例えば「幼保連携型」では、人員条件として保育士と幼稚園教諭の資格が必要です。また、利用料金は支給認定区分や区民税等の条件などから定めています。

利用料金の詳細については、区公式ウェブサイトでご覧いただけます。また、その他の条件等については、区立幼稚園については教育委員会事務局学務課（5608-6303）、その他保育所等については子ども施設課（5608-6161）へお問合せください。

表 支給認定区分

支給認定区分	対象となる子ども	利用できる主な施設
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども（2号認定を除く）	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認可保育園、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、保育を必要とする子ども	認可保育園、保育ママ、小規模保育所、認定こども園

14

【ご意見】

子どもと関わって働いている人々の労働条件や管理を、区の責任で実施してほしい。

【区の考え方】

施設種別により、都が指導検査等できる施設と、区が指導検査等できる施設が定められており、区が指導検査できる施設については、適正な運営や保育がなされているかを確認し、必要に応じて指導しています。また、保育士の処遇を向上させる取組についても実施しています。

15	<p>【ご意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画が細かく、項目も多いため、知りたいことが理解できない。 ・膨大な計画を子育て中の保護者が読んで、パブリック・コメントを出すのは考えにくい。 <p>【区の考え方】</p> <p>国が定めた様式に沿って詳細な記載をしている部分があるほか、様々なニーズに対応できるよう、多数の事業を掲載しているため、情報量が多くなっています。様々な事業のすべてについて、御提示する必要がありますので、御理解のほど、お願いいたします。</p>
16	<p>【ご意見】</p> <p>意見の提出要件に年齢や性別を求めることについて、問題があるのではないか。</p> <p>【区の考え方】</p> <p>パブリック・コメントは、幅広い意見を提出してもらう機会を設けることで、区政の意思決定過程の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的に、「パブリック・コメント手続に係る基準」に基づいて実施しています。</p> <p>皆様に直接ご意見を伺う貴重な機会と捉え、住所・氏名・電話番号のほか、どの年齢の男性または女性が、どのようなご意見をお持ちなのかを伺いたく、要件に加えました。</p> <p>お預かりした個人情報は、墨田区個人情報保護条例に基づいて適切な管理を行うとともに目的以外に使用することはありません。</p>

以上